第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、直交周波数分割多重変調を用いて連続した周波数を選定する場合は、二メガヘルツ又は四メガヘルツを周波数帯域の幅とすることができる。

第十一条第三項第一号中「誤り訂正方式は、」を「誤り訂正方式は、搬送波の変調の型式に直交周波数分割多重変調を用いる場合にあっては別図第三に示す低密度パリティ検査符号（以下「ＬＤＰＣ符号」という。）とＢＣＨ符号を組み合わせた方式とし、搬送波の変調の型式に六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調を用いる場合にあっては」に改め、同項第二号中「第三条、第四条又は第八十一条第一項（デジタル放送の標準方式第二十四条の五第一項の規定を準用する部分に限る。）、第五条から第八条まで、第十七条又は第七十四条、第二十三条第一項又は第七十三条、第二十三条第二項から第四項まで及び第七十二条」を「第三条又は第五十八条、第四条、第六十二条又は第八十一条第一項、第五条、第六十四条又は第七十二条、第六条、第七条又は第六十五条、第八条又は第六十五条の二、第十七条又は第七十四条、第二十三条第一項、第六十三条第一項又は第七十三条及び第二十三条第二項から第四項まで又は第六十三条第二項から第四項まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第五十八条第一項第四号又は第七十一条第一項の技術的条件に適合するものであること。この場合において、搬送波の変調の型式に六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調を用いるときにあっては伝送信号を構成するＴＳパケット及び分割ＴＬＶパケット（ＴＬＶパケットを伝送するために分割したものをいう。以下同じ。）が別図第四に示す多重フレームのスロットを第一スロットから順に出力したＴＳパケット列若しくは分割ＴＬＶパケット列又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するＴＳパケットであることとし、搬送波の変調の型式に直交周波数分割多重変調を用いるときにあっては伝送信号を構成するＴＳパケット及びＧＳＥパケットが別図第五のとおり出力されるＴＳパケット列若しくはＧＳＥパケット列又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するＴＳパケットであることとする。

第十一条第五項中「別図第三」を「別図第六」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

区別	条件
一　搬送波の周波数の許容偏差	プラスマイナス二〇キロヘルツ以内
二　ヘッドエンド（ヘッドエンドを縦続接続している有線放送設備にあっては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同じ。）の変調波の入力端子からの総合周波数特性（その搬送波の周波数を含む六メガヘルツの帯域幅の範囲において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。）	
三　搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。）	(一)　搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあっては、次に掲げる式（Ｚは、出力端子の定格出力インピーダンス（単位オーム）とする。以下同じ。）によるＡの値以上Ｂの値以下 Ａ＝49＋10log10（Ｚ／75） Ｂ＝81＋10log10（Ｚ／75）
	(二)　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、次に掲げる式によるＡの値以上Ｂの値以下 Ａ＝57＋10log10（Ｚ／75） Ｂ＝81＋10log10（Ｚ／75）
	(三)　搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調の場合にあっては、次に掲げる式によるＡの値以上Ｂの値以下 Ａ＝Ｘ＋10log10（Ｚ／75） Ｂ＝81＋10log10（Ｚ／75） なお、Ｘの値は、副搬送波の変調の型式として二五六値直交振幅変調を用いる場合にあっては、二五六値、一〇二四値直交振幅変調を用いる場合にあっては四十九、一六値直交振幅変調を用いる場合にあっては五十六、符号化率五分の四である四〇九六値直交振幅変調を用いる場合にあっては六十、符号化率六分の五である四〇九六値直交振幅変調を用いる場合にあっては六十三とする。
	一分間において、三デシベル以内
四　搬送波のレベルの変動（交流電源に起因する電磁波によるものを除く。以下同じ。）	
五　有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとの差	搬送波のレベルと隣接する他のデジタル
	イ　副搬送波の変調の型式として二五六値直交振幅変調を用いるもののうち、隣接する搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であって副搬送波の型式として四〇九六値直交振幅変調を用いるもの
	ロ　副搬送波の変調の型式として四〇九六値直交振幅変調を用いるもののうち、隣接する搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調であって副搬送波の型式として二五六値直交振幅変調を用いるもの
	(一)　搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であって、次に掲げるものである場合にあっては、一六デシベル以内
	(一)　以外であるときは、一〇デシベル以内
六　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツ（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調の場合に限る。）又は五・七一メガヘルツ（搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合に限る。）の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	(一)　搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として四〇九六値直交振幅変調を用いるもの
	(二)　搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として二五六値直交振幅変調を用いるもの
	(二)　以外であるときは、二六デシベル以上
	(二)　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として一〇二四値直交振幅変調を用いるものにあっては、三三デシベル以上
	(三)　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として一〇二四値直交振幅変調を用いるものにあっては、三四デシベル以上